

○飯塚市お魚まつり(魚食普及事業)補助金交付要綱

平成26年3月25日
飯塚市告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市における魚食の普及を図るため、飯塚水産物商業協同組合が実施する事業に対して補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、補助対象者及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第4条 補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助金の名称	補助対象者	補助対象経費
飯塚市お魚まつり(魚食普及事業)補助金	飯塚水産物商業協同組合	飯塚市お魚まつり(魚食普及事業)の開催に要する経費の9%以内